

# いじめ防止基本方針

## I いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの態様

## II 未然防止

- 1 いじめについての共通理解
- 2 いじめに向かわない態度・能力の育成
- 3 わかる授業、楽しい授業づくりを進める
- 4 自己有用感や自己肯定感を育む
- 5 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

## III 早期発見

- 1 教職員の気づき
- 2 教育相談体制を整える
- 3 生活アンケートの実施
- 4 いじめ相談の意義と手段を周知する

## IV いじめに対する措置

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめられた生徒又はその保護者への支援
- 3 いじめた生徒への指導又はその保護者への支援
- 4 いじめが起きた集団への働きかけ
- 5 ネット上のいじめへの対応
- 6 懲戒
- 7 いじめの解消

## V 保護者等の責務

## VI いじめ問題に取り組むための組織

- 1 生徒指導部
- 2 いじめ対策委員会

## VII いじめの重大事態

- 1 いじめの重大事態とは
- 2 いじめ重大事態の対応
- 3 いじめ防止のための年間計画
- 4 問題行動等の対応連携

## I いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

本校では、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」を建学の精神とし、人づくり教育を実践している。いじめは、重大な人権侵害であり、本校の建学の精神にも反するものであるという認識のもとに、いじめ防止対策推進法に基づき国際学院中学校高等学校において方針を定める。

### 2. いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

上記を基準にいじめを捉えていく。本校では加害者がいじめている認識がない、被害者がいじめられている認識がない場合であっても、生徒の状況は周辺の状況を客観的に確認、判断することにより、「いじめ」と判断して、対応するものとする。特に加害生徒及びその保護者はいじめている認識がない場合、当事者の理解が困難な場合もあるが、あるべき人間関係の構築及び重大事態防止の観点から積極的に対応をしていく。

### 3. いじめの態様

いじめの具体的な態様には以下のようなものがある。

（文科省2013「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- その他

## II 未然防止

いじめは、全ての生徒が被害者にも加害者にもなりうるという認識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

### 1. いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して以下の①～⑧

のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2. いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。さらに、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- ① 生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちにとっても温かい学級経営や教育活動を展開していく。
- ② わかる授業、できるようになる授業を心がける。
- ③ すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。
- ④ 行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
- ⑤ 生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。
- ⑥ 生徒を認める声かけを多くし、自己有用感、自己効力感を育むようにする。
- ⑦ 部活動において、互いの考えを尊重し、個性を認め合う集団作りに努める。
- ⑧ 生徒のコミュニケーション能力を高める。
- ⑨ 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う。
- ⑩ 教科指導充実のための、公開授業、研究授業、授業アンケートを実施する。

## 3. わかる授業、楽しい授業づくりを進める

分かりやすい授業づくりを進めるために、研究授業や公開授業等を通じて教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねた

り、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

- (1) すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- (2) 公開授業・研究授業の実施
- (3) 授業アンケートの実施
- (4) 教科別研修の実施

#### 4. 自己有用感や自己肯定感を育む

自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

#### 5. 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

中学校は道徳の授業、高等学校は総合的な探求の時間を活用し、いじめについて具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。部活動においても、互いの考えを尊重し、個性を認め合う集団作りに努める。

### Ⅲ 早期発見

いじめは大人が気づきにくいところでおこなわれ、潜在化しやすい。そのため、日頃から生徒たちの小さな変化を見逃さないようによく観察していく。また、生徒の様々な側面について理解し、教職員と生徒との信頼関係を構築していき、いじめの実態把握に取り組む。そのために、具体的な以下の取組を行う。

#### 1. 教職員の気づき

- ・休み時間や昼休み、放課後について、生徒の様子に目を向ける
- ・担任や教科担当、部活動の顧問と連携し、気になることがあれば些細なことでも情報交換し、生徒への理解を共有する。

#### 2. 教育相談体制を整える

- ・学校生活の中で教職員が積極的に声がけをし、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的に個別相談、三者面談を実施する。

#### 3. 学校生活アンケートの実施

- ・いじめの実態調査を目的とし、年に3回アンケートを実施する。

- ・実施方法（記名・無記名等）は、状況に応じて配慮して実施する。
4. いじめ相談の意義と手段を周知する
- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながることを日ごろから理解させる。
  - ・担任だけではなくだれでも話しやすい教職員に伝えてよいこと、生徒指導部やカウンセラー、養護教諭に相談をしてもよいことを周知する。

#### IV いじめに対する措置

##### 1. 基本的な考え方

いじめについて発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

##### 2. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

##### 3. いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

いじめの内容やそれ関わったとされる生徒について十分把握したうえで、人権保護には配慮しながら、いじめた生徒にいじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、速やかにいじめを止めさせる。いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。なお、いじめの内容によっては、警察等との連携を行う。

##### 4. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

## 5. ネット上のいじめへの対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、する。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。

## 6. 懲戒

校長は学則等により、加害生徒については懲戒処分を行う。

処分については内規等に則り行う。生徒に非行の程度に応じ、戒告、謹慎、停学または退学を命ずるものとする。

※学校における懲戒処分は、例えば暴力行為における刑事罰（逮捕、審判等）や民事罰（慰謝料、損害賠償等）を妨げるものではない。

## 7. いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ② いじめが解消している状態とは、1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安) 継続している、2) 被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。

## V. 保護者等の責務

仲間同士でのじゃれあいや軽口からいじめにつながっていくケースも多い。いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

このことを保護者等は十分理解し、子どもがいじめの加害者にも被害者にもならないように子どもと話し合いの機会を持ち、指導を行う。また家庭において日ごろから子どもの様子を観察し、兆候が見られたと思われる際には、すぐに学校と連携を図り、早期発見、早期解決に努めるものとする。また、子どもたちに自ら命を絶つ事故が発生している状況を踏まえ、子どもに対し、生命を大切にす指導を家庭でも繰り返し行う。

子どもがいじめの加害者となってしまった際には、その事実を受け止め、子どもに対して適切な指導を行うとともに、被害者に誠意を持って対応する。

## VI いじめ問題に取り組むための組織

いじめ防止対策推進法に基づき、以下の組織を置く。

### 1. 生徒指導部

#### ① 構成員

生徒指導主任、学年主任、生徒指導部教員、その他校長が任命した委員

#### ② 活動

##### ア いじめ防止基本方針の見直し

- ・法令等の改正に基づき見直す

##### イ いじめの未然防止

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

- ・教科担当、学年、部活動顧問、養護教諭等の教員間で生徒の情報共有
- ・全校集会、学年集会等での、校長、生徒主導主任等の講話
- ・中学校は道徳の授業、高等学校は総合的な探求の時間を活用
- ・情報セキュリティ講演の実施
- ・いじめ防止対策委員会やスクールカウンセラーとの連携

##### ウ いじめの対応

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

いじめの発見・通報を受けたときは、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。客観的事実を把握する。また、教職員がいじめに関する情報を抱え込むことがないようにする。

- ・いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒から丁寧に聞き取り客観的事実を把握
- ・教職員間での情報共有を徹底する。速やかに教頭や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（生徒指導部・いじめ対策委員会）と情報を共有する。
- ・状況に応じて、関係機関（警察、学事課等）への報告、連絡、相談する。
- ・いじめた生徒・いじめられた生徒及びその保護者への連絡、ケア

##### エ 教職員の資質向上のための校内研修

- ・いじめや人権に関する教員研修

#### ③ 開催

月1回を定例会とし、その他必要に応じて開催する。

## 2. いじめ対策委員会

### ① 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導部主任、教務主任、各学年主任、養護教諭、事務職員、その他校長が認める者 ※必要に応じてスクールカウンセラーが参加する

### ② 活動

- ・ いじめ防止策、いじめ対応策等の決定
- ・ 重大事態が発生した場合の対応（情報収集、事実確認、方針決定など）
- ・ 「生活アンケート」に基づいて、いじめ対策委員会を定期的に関き、内容について職員会議で共有し、いじめ未然防止につとめる。

### ③ 開催

年4回を定例会とし、その他必要に応じて開催する。

## Ⅶ いじめの重大事態

### 1. いじめの重大事態とは

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間

（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などのケースを想定する

なお、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査報告に当たる。

### 2. いじめ重大事態の対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は県学事課等に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、県学事課等の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだいじめ対策委員会を組織するとともに、対応や調査についても指導・助言を得る。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

3. いじめ防止のための年間計画

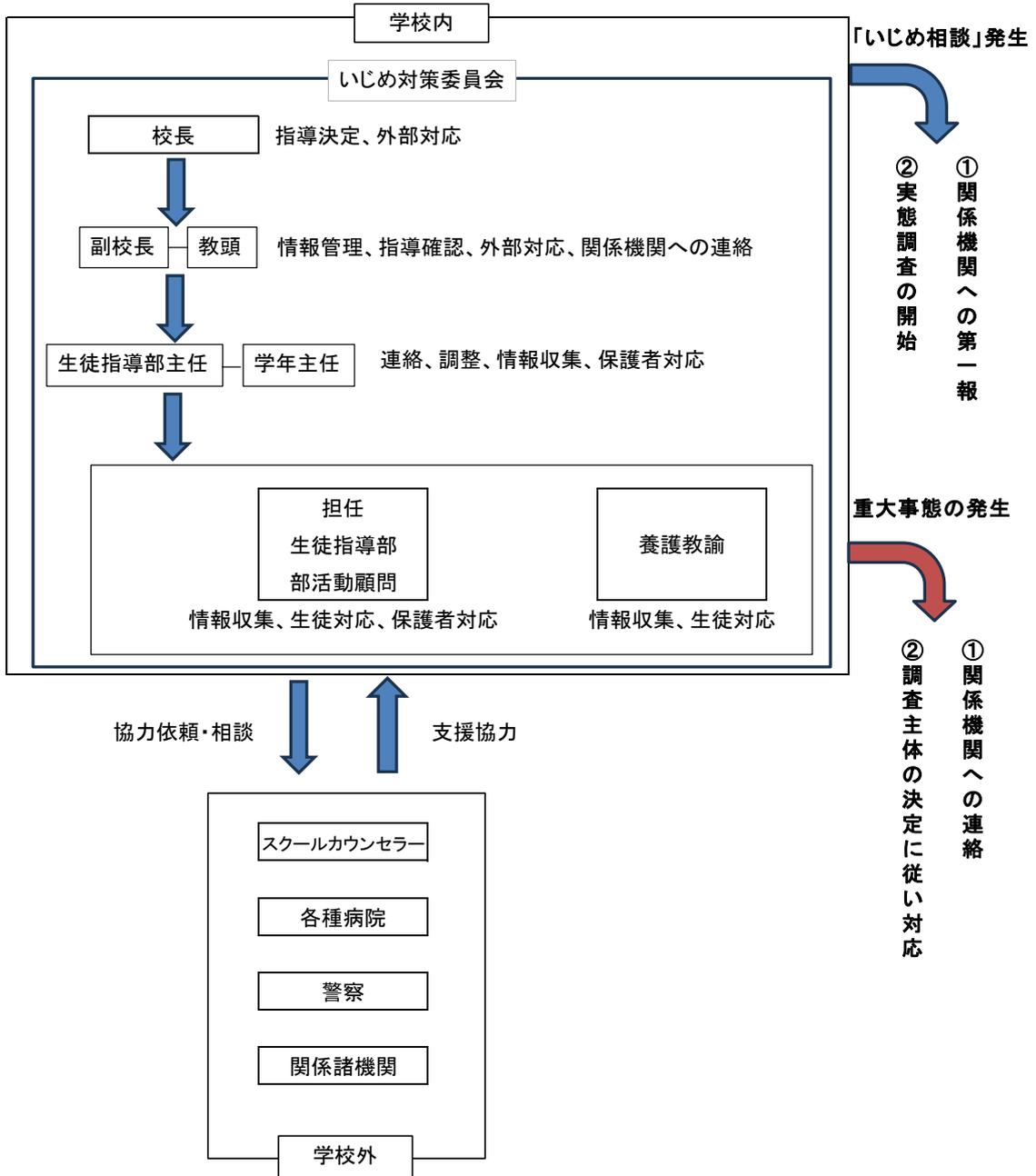
## 国際学院中学校高等学校いじめ防止年間計画

月	項目	担当
4月	第1回いじめ対策委員会	いじめ対策委員
	いじめ防止基本方針の内容を生徒・保護者へ周知	生徒指導部
	情報セキュリティ講演	生徒指導部
5月	交通安全教育	生徒指導部
	自転車点検	交通安全委員
	駐輪場点検	交通安全委員
	下校指導	各学年
6月	第1回生活アンケート	各学年
	第2回いじめ対策委員会	いじめ対策委員
	駐輪場点検	交通安全委員
7月	下校指導(前期期末考査)	各学年
	薬物乱用防止教育	生徒指導部
9月	駐輪場点検	交通安全委員
10月	下校指導	各学年
11月	第2回生活アンケート	各学年
	第3回いじめ対策委員会	いじめ対策委員
12月	下校指導	各学年
	いじめ防止研修(教職員対象)	生徒指導部
1月	駐輪場点検	交通安全委員
2月	第3回生活アンケート	各学年
	第4回いじめ対策委員会	いじめ対策委員
3月	下校指導(後期期末考査)	各学年

年間を通して行うもの

4月～3月	挨拶運動	各委員会
4月～3月	授業巡回指導	各学年
月に一度	生徒指導部会	生徒指導部

4. 問題行動等の対応連携



附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

附則 この方針は平成29年4月1日から施行する。

附則 この方針は令和6年4月1日から施行する。